

西脇市立音楽ホール条例（平成17年西脇市条例第 159号）の一部改正により、使用料を令和2年4月1日から次のとおり【新料金】の額に改定します。

【新料金（令和2年4月1日～）】

区 分			使 用 料 の 額						
基本料金	室 名		収容人員 又は面積	9:00 ～12:00	13:00 ～17:00	18:00 ～22:00	9:00 ～17:00	13:00 ～22:00	9:00 ～22:00
	ホール	平 日	180人		9,600	11,750	13,850	21,350	25,600
日曜日、 土曜日 及び休日				12,800	14,950	18,150	27,750	33,100	45,900
	リハーサル室		48.26㎡	850	1,050	1,150	1,900	2,100	2,950
	レッスン室		17.73㎡	600	700	850	1,300	1,400	2,000
	控室1（2階）		14.38㎡	400	500	600	900	1,000	1,400
	控室2（3階）		15.18㎡	400	500	600	900	1,000	1,400
	控室3（3階）		23.66㎡	500	600	700	1,100	1,200	1,700
	控室4（3階）		14.08㎡	400	500	600	900	1,000	1,400
	シャワー使用料			1箇所につき1回 410円					
	冷暖房			使用料の5割相当額（10円未満の端数がある場合は切捨て）とする。					
	特殊な設備及び器具			教育委員会が別に定める額					
備考									
1 この表において、「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日をいう。									
2 特別な利用については、教育委員会が別に定めるところにより、割増料金等を徴収する。									

【現行料金（～令和2年3月31日）】

区 分			使 用 料 の 額						
基本料金	室 名		収容人員 又は面積	9:00 ～12:00	13:00 ～17:00	18:00 ～22:00	9:00 ～17:00	13:00 ～22:00	9:00 ～22:00
	ホール	平 日	180人		9,180	11,220	13,260	20,400	24,480
日曜日、 土曜日 及び休日				12,240	14,280	17,340	26,520	31,620	43,860
	リハーサル室		48.26㎡	820	1,020	1,120	1,840	2,040	2,860
	レッスン室		17.73㎡	610	710	820	1,330	1,430	2,040
	控室1（2階）		14.38㎡	410	510	610	920	1,020	1,430
	控室2（3階）		15.18㎡	410	510	610	920	1,020	1,430
	控室3（3階）		23.66㎡	510	610	710	1,120	1,220	1,730
	控室4（3階）		14.08㎡	410	510	610	920	1,020	1,430
	シャワー使用料			1箇所につき1回 410円					
	特殊な設備及び器具並びに冷暖房			教育委員会が別に定める額					
備考									
1 この表において、「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日をいう。									
2 特別な利用については、教育委員会が別に定めるところにより、割増料金等を徴収する。									